

# 区からのお知らせ

## SUGINAMI INFORMATION

### 保険・年金

#### 国民年金保険料一般免除等の申請

7月2日から、30年度国民年金保険料の免除と納付猶予制度の申請受け付けを行います。

申請には本人・配偶者・世帯主(納付猶予の場合は本人と配偶者)の所得の審査があります。なお、免除(納付猶予)の承認期間は7月～翌年6月の1年間で、申請は承認年度ごとに必要です。

☎国保年金課国民年金係

### 健康・福祉

#### 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、心身障害者医療費助成制度の対象になります

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、31年1月1日から心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象になります。ただし、①所得制限基準額を超える方(下表参照)②生活保護受給中の方③65歳までに申請しなかった方などは対象外となります。

〈扶養人数と所得制限基準額〉

扶養人数	所得制限基準額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円

経過措置として、手帳交付日が30年12月31日以前かつ有効期限が31年1月1日以降の精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの65歳以上の方は、31年6月30日までの間に限り、マル障を申請できます。

▶申請窓口=住民票のある区市町村▶申請受け付け開始日=11月1日

☎東京都福祉保健局医療助成課☎5320-4571、区障害者施策課障害者福祉係

### 生活・環境

#### 街区表示板の整備事業を実施します

区では、街角にある建物の外壁や塀などに設置してある街区表示板について、毎年度地域を定めた上で、定期的に貼り替え等の整備を行っています。

対象地域では、身分証明書を携行した委託業者が巡回し、街区表示板の設置状況を調査します。調査の結果、破損や不具合があると判断された街区表示板は、修繕や貼り替えを行います。

新規設置が望ましい場所には、建物の所有者の承諾を得た上で、街区表示板を設置します。

▶本年度対象地域=高円寺南、堀ノ内、松ノ木、大宮、梅里、和田、方南、和泉

☎区民課管理係住居表示担当

### 施設情報

#### ゆうゆう和泉館の休館

ゆうゆう和泉館(和泉4-16-22)は空調設備改修工事のため、6月21日(木)～27日(水)は臨時休館します。

☎高齢者施策課施設担当

### 採用情報

※応募書類は返却しません。

#### 杉並区職員(福祉II類)

☎採用予定日=31年4月1日以降▶第1次選考日=8月26日(日)▶資格=昭和56年4月2日～平成11年4月1日生まれで保育士の資格を持ち、都道府県知事の保育士登録を受けている方(31年3月31日までに資格取得見込みの方を含む)▶募集人数=20名程度▶募集案内・申込書の配布場所=人事課人事係(区役所東棟5階)、保育課(東棟3階)、区民事務所、地域区民センター、子どもセンター、図書館、児童青少年センター(荻窪1-56-3)、就労支援センター(天沼3-19-16ウェルファーム杉並)☎インターネット=7月13日午後5時(受信有効)までに東京電子自治体共同運営サービス☎<https://www.e-tokyo.lg.jp>から申し込み▶郵送・持参=7月13日午後5時(必着)までに人事課人事係☎同係

#### なのはな生活園パートタイマー①看護師②福祉

☎勤務期間=8月1日～31年3月31日(更新可)▶勤務日時=週5日。原則、月～金曜日午前9時15分

～午後1時15分(応相談)▶勤務場所=なのはな生活園▶資格=①看護師資格を有する方②保育士、介護ヘルパー1級または2級いずれかの資格を有する方▶募集人数(予定)=各1名▶報酬(時給)=①1670円②1180円▶その他=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給(上限あり)☎6月25日から履歴書に各資格証の写しを添えて、なのはな生活園(〒168-0081宮前2-22-4)へ郵送・持参☎同園☎3335-0415(午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く))☎書類選考合格者には面接を実施。採用決定後、健康診断書を提出

#### 杉並障害者福祉会館嘱託員(看護師)

☎勤務期間=8月1日～31年3月31日(5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職)▶勤務日時=月16日。原則、月～金曜日のうち週4日程度。午前8時30分～午後5時15分(実働7時間45分)▶勤務場所=杉並障害者福祉会館▶資格=看護師資格を有する方▶募集人数=1名▶報酬=月額22万1200円▶その他=実務経験による報酬加算・有給休暇・健康診断あり。社会保険加入。交通費支給(上限あり)☎6月18日から履歴書(枠外に赤字で「嘱託員看護師希望」と明記)に看護師免許証の写しを添えて、障害者生活支援課地域生活支援担当(〒168-0072高井戸東4-10-5杉並障害者福祉会館内)へ郵送・持参☎同担当☎3332-1817(午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く))☎書類選考合格者には面接を実施。採用決定後、健康診断書を提出

#### 区以外の求人

#### 地域包括支援センターケア24下井草 常勤職員

☎高齢者に関する総合相談全般、介護予防プランの作成ほか▶勤務日時=月～金曜日午前8時30分～午後7時、土曜日午前9時～午後6時(実働8時間。交代制)▶勤務場所=ケア24下井草▶資格=保健師、看護師(在宅資格。経験必須)、社会福祉士、主任介護支援専門員のいずれかの資格を有する方▶募集人数=2名▶報酬=当運営法人規定による☎電話で事前連絡の上、履歴書に職務経歴書、資格証の写しを添えて、ケア24下井草(〒167-0022下井草2-44-4)へ郵送・持参☎ケア24下井草☎5303-5341☎書類選考合格者には面接を実施

## 7月の各種健康相談(予約制)の記載があるものの申し込みは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談・交流	母親学級(予約制)	平日パパママ学級(予約制)	離乳食講習会	乳幼児歯科相談(予約制)	歯みがきデビュー教室(予約制)	栄養・食生活相談(予約制)	ものわすれ相談(予約制)	心の健康相談(予約制)
荻窪 (荻窪5-20-1) ☎3391-0015	12日(木) 午前9時15分～10時15分	4日(水) 11日(水) 18日(水)	23日(月) 午後1時30分～4時	25日(水) 午後1時30分～3時30分 ★電話で申し込み(35名。申込順)	午前 13日(金) 27日(金) 午後 5日(木)	19日(木) 午後1時15分～午後2時35分	13日(金) 午前9時～正午	23日(月) 午後1時30分	5日(木)・11日(水) 午後1時30分
高井戸 (高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	2日(月) 午前9時15分～10時	4日(水) 11日(水) 25日(水)	17日(火) 午後1時30分～4時	18日(水) 午前10時30分～午後0時30分	午前 2日(月) 30日(月) 午後 6日(金)	20日(金) 午後1時15分～午後2時35分	5日(木) 午前9時～正午	3日(火) 午後1時30分	17日(火) 午後1時30分 27日(金) 午前9時30分
高円寺 (高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	26日(木) 午前9時30分～10時15分	6日(金) 13日(金) 20日(金)	-	2日(月) 午後1時30分～3時30分	午前 3日(火) 17日(火) 午後 5日(木)	19日(木) 午後1時15分～午後2時35分	3日(火) 午前9時～正午	27日(金) 午後1時15分	6日(金) 午後2時 12日(木) 午後1時30分
上井草 (上井草3-8-19) ☎3394-1212	25日(水) 午前9時～10時	-	-	24日(火) 午前10時30分～午後0時30分	午前 25日(水) 午後 11日(水)	10日(火) 午後1時15分～午後2時35分	-	3日(火) 午後1時30分	23日(月) 午後1時30分
和泉 (和泉4-50-6) ☎3313-9331	20日(金) 午前9時15分～10時15分	-	-	19日(木) 午後1時30分～3時30分	午前 12日(木) 午後 25日(水)	-	-	19日(木) 午後1時45分	3日(火) 午後1時30分

\*1 杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種受診票が必要な方は、各保健センターまたは子育て支援課母子保健係(区役所東棟3階)へ。  
\*2 ベビーカー等の盗難が発生しています。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。チェーン錠を付けるなど各自でご注意ください。

歯の健康相談 14日(土)午後2時～4時30分。問い合わせは、杉並区歯科医師会(阿佐谷南3-34-3☎3393-0391)へ。

凡例 時日時 場場所 内内容 師講師 対対象 定定員 費参加費(記載のないものは無料) 申申し込み(記載のないものは直接会場へ)  
☎問い合わせ 他その他 ✉Eメールアドレス HPホームページアドレス

## 募集します

### 学校運営協議会委員

☑10月から学校運営協議会に出席(月1回程度)ほか  
**▶募集校・人数**=四宮小学校(上井草2-12-26)・井荻小学校(善福寺1-10-19)・高井戸第三小学校(下高井戸4-16-24)・中瀬中学校(下井草4-3-29)=各4名、神明中学校(南荻窪2-37-28)=3名、大宮小学校(堀ノ内1-12-16)・泉南中学校(堀ノ内1-3-1)=各2名、宮前中学校(宮前2-12-1)=1名  
**▶資格**=募集校の通学区域または隣接する通学区域に在住・在勤・在学で、10月1日現在18歳以上の方  
**▶報酬**=4000円(協議会出席1回につき) ☑申込書(学校支援課(区役所東棟6階)、募集校で配布。ホームページからも取り出せます)に作文「学校運営協議会委員を志望する理由」(800字程度)を添えて、7月13日午後5時(必着)までに同課へ郵送・持参 ☑同課 ☑書類選考合格者には面接を実施(7月下旬~8月上旬)

### 区営住宅(家族向)・高齢者住宅「みどりの里」・都営住宅地元割当(家族向)

#### ①区営住宅(家族向)の空き室待ち登録者

☑募集数=一般世帯向34名、障害者・高齢者世帯向17名  
**▶申込資格**=(1)区内に引き続き2年以上居住する成年者で、そのことが住民票などで証明できる(2)同居親族がいる(3)所得が定められた基準内である(4)現在住宅に困っているほか

#### ②高齢者住宅「みどりの里」の空き室待ち登録者

☑募集数=単身世帯24名、二世帯9名  
**▶申込資格**=(1)65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の方と60歳以上の方で構成されている二世帯(2)区内に引き続き2年以上居住している(3)所得が定められた基準内である(4)自立して日常生活が営める(5)現在住宅に困っているほか

#### ③都営住宅地元割当(家族向)の空き室入居者

☑募集住宅=高井戸西1-31、成田東2-5/いずれも2人以上世帯向  
**▶募集数**=2名  
**▶申込資格**=(1)区内に居住する成年者で、そのことが住民票などで証明できる(2)同居親族がいる(3)所得が定められた基準内である(4)現在住宅に困っているほか

…………… いずれも ……………

◆「申込みのしおり」配布期間=7月2日~12日(各配布場所の休業日を除く) ▶**配布場所**=区役所1階ロビー、住宅課(区役所西棟5階)、福祉事務所、区民事務所(平日夜間および休日は夜間休日受付で配布) ☑申込書を専用封筒で、7月17日(必着)までに杉並郵便局へ郵送 ☑住宅課住宅運営係 ☑公開抽選会を8月3日(金)に区役所分庁舎(成田東4-36-13)で実施(②午前10時、①③午後2時)。詳細は、「申込みのしおり」をご覧ください

### 高円寺地域区民センター協議会委員

地域住民の交流・コミュニティーネットワークの形成を目的として、コミュニティー紙の発行や祭り・各種講座などの催しの企画・実施を行います(パソコン操作あり)。

☑任期=10月下旬~32年10月下旬 ▶**募集人数**=若干名 ▶**報酬**=交通費程度 ☑高円寺地域に在住の方 ☑申込書(高円寺地域区民センター協議会事務局で配布)を、7月31日(必着)までに同事務局(〒166-0011梅里1-22-32)へ郵送・持参(持参は月~金曜日午前9時~午後5時) ☑同事務局 ☑3317-6614

### 大田黒公園指定管理者

大田黒公園(荻窪3-33-12)の次期指定管理者を公募型プロポーザル方式により募集します。

☑募集期間=6月29日~7月20日 ☑応募時点で類似施設の業務実績があり、施設を効率的に安定して運営できる法人・その他の団体 ☑みどり公園課管理係 ☑説明会を開催。詳細は募集要項(区ホームページに掲載)参照

## 相談

### シニアのための就業・起業・地域活動個別相談

☑7月7日(土)午前9時~午後5時(1人45分程度) ☑ゆうゆう高円寺南館(高円寺南4-44-11) ☑キャリアコンサルタント・中村康雄ほか ☑区内在住・在勤でおおむね55歳以上の方 ☑☎電話で、ゆうゆう高円寺南館 ☑5378-8179

## その他

### ジェネリック医薬品差額通知を送付します(後期高齢者医療制度)

現在処方されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額をどれくらい軽減できるかが分かるジェネリック医薬品差額通知を、対象者へ6月下旬・12月中旬に送付します(被保険者全員に送付するものではありません)。

#### ジェネリック医薬品とは

先発医薬品の特許期間終了後に製造・販売されるため、先発医薬品と比べて価格が安くなっていますが、同等の品質・効能・安全性があると国が認めた医薬品です。

☑生活習慣病等の先発医薬品が処方されていて、ジェネリック医薬品に切り替えることで薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方 ☑ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク ☑0120-336-060(6月下

旬~7月31日、12月中旬~31年1月31日/平日午前9時~午後5時)、東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係 ☑3222-4507

### 住民基本台帳の閲覧状況の公表

30年1月~3月の住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を区ホームページで公表しています。

#### ◆住民基本台帳の一部の写しの閲覧とは

住民基本台帳に記録されている項目のうち、氏名・住所・生年月日・性別を閲覧するものです。閲覧申請が認められた場合、必要最小限の範囲で前述4項目の閲覧が可能となります。

#### ◆閲覧が認められる理由

- 原則、以下の理由以外認められません。
  - ・官公庁が職務として請求する場合
  - ・公益性の高い調査研究に利用する場合
  - ・公共的団体が公益性の高い活動に利用する場合
- ※閲覧の際は区職員が立ち会います。

☑区民課住民記録係

### 目黒川流域河川整備計画を策定しました

東京都は、地域の皆さんや学識経験者の意見を伺い、「目黒川流域河川整備計画」を策定しました。計画書は下記の閲覧場所でご覧になれます。

☑閲覧場所=東京都建設局河川部(新宿区西新宿2-8-1)、東京都第三建設事務所(中野区中野4-8-1中野区役所内)。東京都建設局 ☑http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/からもご覧になれます ☑東京都建設局河川部計画課 ☑5320-5414

## 東京水道

### あんしん診断の実施

東京都水道局では、水道事業に対するご意見やご要望を把握するため、東京水道あんしん診断を無料で実施しています(任意)。

☑実施期間=31年度まで▶各戸を訪問し、簡易漏水調査、簡易水質調査、アンケート調査等を実施 ☑都営水道給水区域の大規模利用者等を除く水道使用者約750万件 ☑東京水道あんしん診断相談室 ☑5638-7555(午前9時~午後5時) ☑診断員は、制服・ネームプレートを着用。浄水器等の販売や金銭を要求したり、家屋の中に入ることはありません



## 急病診療と医療情報案内

小児科・内科・耳鼻咽喉科・外科・歯科

☑3391-1599 休日等夜間急病診療所(荻窪5-20-1杉並保健所内) 受け付けは終了30分前まで

小児科 平日:午後7時30分~10時30分  
 小児科・内科・耳鼻咽喉科 土曜日:午後5時~10時  
 日曜日・祝日:午前9時~午後10時  
 外科 日曜日・祝日:午前9時~午後5時



☑3398-5666 歯科保健医療センター(荻窪5-20-1杉並保健所内)

歯科 日曜日・祝日:午前9時~午後5時(受け付けは4時まで)

### その他の医療機関案内、急病対応の説明

☑#7399 杉並区急病医療情報センター(または☑5347-2252)

土・日曜日、祝日:24時間/平日:午後8時~翌日午前9時

☑5272-0303 東京都医療機関案内サービス(ひまわり)

コンピューターによる自動応答サービス。毎日24時間対応。

## 特別区民税・都民税第1期分の納期限は7月2日(月)です

納期限までに金融機関、コンビニエンスストア、区民事務所などで納付してください。

金融機関のネットバンキングを利用できる方は、携帯電話やスマートフォンから「モバイルレジ」をご利用いただけます。

口座振替の方は、7月2日(月)に指定の口座から振り替えます。預金残高をお確かめください。

便利な口座振替をご利用ください

口座振替申請書を提出していただくか、キャッシュカードで簡単に申し込み手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」もあります。いずれも詳細は、区ホームページをご覧ください。

☑納税課

## 区内空間放射線量等測定結果

5月に実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページをご覧ください。

☑空間放射線量率の測定については、環境課放射能対策担当。区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定については、学務課・保育課。放射能濃度測定の方法については、杉並保健所生活衛生課衛生検査係 ☑3334-6400

## 29年度下半期

## 区の財政状況をお知らせします

区は、条例に基づき年2回財政状況を公表しています。今回は29年10月～30年3月の29年度下半期について、お知らせします。

——問い合わせは、財政課へ。

## 補正予算

一般会計第3号補正は、29年10月に議決されました。(仮称) 就学前教育支援センターの整備および成田西子供園の移転整備、阿佐谷地域区民センターおよび阿佐谷児童館の移転整備、児童の受け入れ枠拡大のための学童クラブの整備に伴う経費のほか、財政調整基金への積み立てに要する経費など、補正額は49億1317万円でした。

一般会計第4号補正は、29年10月に議決されました。29年10月22日に行われた衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を計上し、補正額は1億8916万7000円でした。

一般会計第5号補正は、29年12月に議決されました。認可保育所等の設置提案を促進するための賃借料支援事業や、区立施設再編整備計画に基づく事業など、新たな事情の変化等に対応するための経費を計上し、補正額は2億7791万8000円でした。

一般会計第6号補正は、30年3月に議決されました。保育施設の建設助成や認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護施設の建設助成、基金への積み立てに要する経費などの増額と事業実績に応じた予算の減額を行い、補正総額は78億4442万5000円の増となりました。

そのほか、国民健康保険事業会計、用地会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、中小企業勤労者福祉事業会計の補正予算も議決されました。

これにより30年3月末の特別会計を含む予算現額の総額は、3108億776万円となりました。(表1)

## 区民税の負担

区の収入となることが確定した30年3月末現在の特別区民税現年度分調定額は611億548万円です。(表2)

## 公有財産等

土地や建物、基金などの財産の30年3月末現在高は、6840億5010万円です。(表3)

基金(表4)のうち、特定の目的のために積み立てる積立基金の運用にあたっては、預金(普通預金や定期預金など)や国債などの債券を中心に、安全で効率的な運用を実施しています。29年度の運用利子額は3464万円、運用利回りは0.075%です。(表5)

## 特別区債

30年3月末の区債現在高は、254億906万円となり、前年3月末に比べ9億473万円の増となっています。(表6)

## 30年度当初予算の概要

一般会計は1799億2700万円となり、対前年度比1.1%増となりました。増となった要因は、杉並福祉事務所等の移転整備、消費者センターの移転整備、就労支援センターの移転整備などの皆減や公園等の整備の減など投資事業の減や公債費の減はあるものの、待機児童対策の推進に伴う民営保育園等に対する保育委託や地域型保育事業など既定事業の増などによるものです。

特別会計では、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計は増加し、国民健康保険事業会計、用地会計は減少しています。また、中小企業勤労者福祉事業会計は29年度で廃止となりました。

その結果、一般会計と4つの特別会計の総予算額は、2911億9095万円となり、前年度と比べて61億6178万円、2.1%の減となりました。

表1 各会計の予算執行状況(30年3月31日現在)

会計区分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	1930億 40万円	1801億2547万円	93.3%	1684億7548万円	87.3%
国民健康保険事業会計	615億4335万円	561億 380万円	91.2%	551億9309万円	89.7%
用地会計	2億7320万円	2億7320万円	100.0%	2億7320万円	100.0%
介護保険事業会計	426億3367万円	403億5903万円	94.7%	362億5132万円	85.0%
後期高齢者医療事業会計	132億4059万円	126億5328万円	95.6%	129億1805万円	97.6%
中小企業勤労者福祉事業会計	1億1656万円	1億1082万円	95.1%	4827万円	41.4%
合計	3108億776万円	2896億2561万円	93.2%	2731億5940万円	87.9%

※一般会計には繰越明許費繰越額および事故繰越し繰越額を含む。

表2 区民税の負担状況(30年3月31日現在)

区分	現年度分調定額	賦課期日時点世帯数(人口)	1世帯あたり負担額	1人あたり負担額
30年3月末現在	611億 548万円	31万3376世帯(55万8950人)	19万4991円	10万9322円
29年3月末現在	600億4230万円	30万9147世帯(55万3288人)	19万4219円	10万8519円
増減	10億6317万円	4229世帯(5662人)	772円	803円

※人口は、前年の1月1日現在。

表4 基金の内訳(30年3月31日現在)

積立基金	金額	運用基金(※)	金額
施設整備基金	92億 735万円	高額療養費等資金貸付基金	1000万円
財政調整基金	365億8382万円		
減債基金	6億7796万円		
社会福祉基金	6億2380万円		
区営住宅整備基金	23億1290万円		
NPO支援基金	906万円	公共料金支払基金	6億5000万円
みどりの基金	1001万円		
介護保険給付費準備基金	21億1762万円		
次世代育成基金	1億 421万円		
合計	516億4673万円	合計	6億6000万円

※運用基金の金額は、運用できる上限額です。

表3 公有財産等の現在高(30年3月31日現在)

区分	金額	構成比
土地	4367億6646万円	63.85%
建物	1864億8495万円	27.26%
基金	523億 673万円	7.65%
物品	38億 683万円	0.56%
工作物	33億9253万円	0.49%
出資金	10億5697万円	0.15%
立木	1億9040万円	0.03%
有価証券	4500万円	0.01%
地役権	24万円	0.00%
合計	6840億5010万円	100.0%

表5 積立基金の運用状況(30年3月31日現在)

年度	積立基金現在高	運用利子額	運用利回り
29年度	516億4673万円	3464万円	0.075%

表6 特別区債の現在高(30年3月31日現在)

目的	金額
総務債	3億9500万円
生活経済債	6億8027万円
保健福祉債	38億 758万円
都市整備債	67億4219万円
教育債	94億9803万円
公共用地先行取得等事業債	42億8600万円
合計残高	254億 906万円
前回(29年3月31日)現在高計	245億 433万円
差	9億 473万円

※原則として1万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

詳しい内容は、冊子「財政のあらまし-平成29年度下半期の財政状況-」をご覧ください。区政資料室(区役所西棟2階)や図書館、区民事務所などのほか、区ホームページでもご覧になれます。



歩いてはかって  
ポイントGET!

500名  
限定

# すぎこく健康チャレンジ

スマートフォンを使って、毎日のウォーキングや運動、国保特定健診やがん検診の受診など、健康づくりに取り組む活動をポイントとしてためて、たまったポイントを健康応援グッズと交換できる「すぎこく健康チャレンジ」を開始します。この機会にぜひ、体力の維持・増進に取り組ましましょう。皆さんの参加をお待ちしています。

—— 問い合わせは、国保年金課医療費適正化担当、同課管理係へ。

## プログラムの流れ

### ①初回セミナーに参加

事業説明、体組成計による測定会、健康セミナーを行います。

**実施日時**=7月27日(金)午後6時~8時、28日(土)午後1時~3時、29日(日)午前10時~正午 (いずれか1回参加)

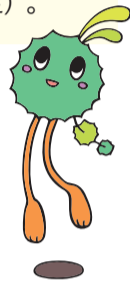
### ②ポイントをとめる

期間内に、ウォーキングや国保特定健診の受診など、健康づくりに取り組みます(ポイントがたまります)。

**取り組み期間**=8月1日~12月31日

### ③終了セミナーに参加

獲得したポイントに応じて健康応援グッズと交換できます(3月上旬開催予定)。



登録・参加無料

## すぎこく健康チャレンジに参加するには

まずは専用ホームページ <https://www.karakarute.jp/suginami> (下記の2次元コードからもアクセスできます) から参加登録してください。

▶**申込期間**=7月10日まで

④杉並区国民健康保険に加入で、スマートフォンをお持ちの30~59歳の方 **定**500名(申込順) **他**参加登録後、届いたメールから専用アプリのダウンロードが必要



## ①~③全てに参加した方に区内共通商品券をプレゼント

※開催期間の途中で杉並区国民健康保険をやめた方は賞品交換の対象となりません。

## ポイントの獲得できる健康づくり活動

健康づくり活動	ポイント数
国保特定健診の受診	500
特定保健指導の受診など	300
胃がん検診の受診など	100
禁煙に向けた取り組みなど	200
毎日8000歩以上のウォーキング	30
毎日5000~7999歩のウォーキング	20
体重・血圧の記録など	5
各種セミナーやイベントへの参加	50

※上記の内容やポイント数は、事業開始前に一部変更される場合があります。

## 健康意識を向上させましょう!

杉並区国民健康保険では、被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を図るため、効果的・効率的な保健事業を実施するための計画(杉並区国民健康保険第二期データヘルス計画・杉並区国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画)を策定しました(区ホームページでご覧になれます)。

計画は、4つの取り組みの方向性(①生活習慣病重症化予防②特定健康診査・特定保健指導実施率の向上③医療費の効率的な提供の推進④健康意識の向上)に基づき事業を実施していきます。

すぎこく健康チャレンジは、このうち④健康意識の向上を図る事業のひとつです。「自らの健康は自らがつくる」という意識の下、生活習慣改善に向けた行動変容を促す取り組みを推進します。

## 健康づくり表彰 ~候補事業者・団体を募集します

区内で健康づくりに積極的に取り組み、地域に貢献する事業者および団体の表彰を行います。自薦・他薦は問いません。

なお、受賞事業者・団体の取り組み内容は「広報すぎなみ」などで紹介する予定です。

④事業所または活動の拠点が区内にあり、次のいずれかに当てはまること①地域で健康づくりに関する活動を行っている事業者・団体②従業員に対する健康づくりの取り組みを行っている事業者 ④申請書(杉並保健所健康推進課、各保健センター等で配布。区ホームページからも取り出せます)を、7月31日(必着)までに杉並保健所健康推進課(〒167-0051荻窪5-20-1 ☎3391-1377)へ郵送・ファクス ④同課 ☎3391-1355 ④受賞事業者・団体には賞状と副賞を贈呈。推薦は、原則として候補者の内諾を得てください

### 表彰区分

最優秀賞	優秀賞の中で、最も高い評価を得た取り組みを実施している事業者および団体
事業所部門 優秀賞	従業員や家族、地域住民などを対象にした健康づくりの取り組みを積極的に行っている事業所
団体部門 優秀賞	地域住民を対象にした健康づくりの取り組みを積極的に行っている団体

## 特別養護老人ホーム

11月開設

## 「(仮称)杉並区かえで園」を開設します

④所在地=宮前5-5▶**運営法人**=桐仁会▶**概要**=ユニット型特別養護老人ホーム(全室個室) ④原則、要介護3以上で、在宅で介護を受けることが困難な方 ④88名(特別養護老人ホーム78名、ショートステイ10名) ④月額7~20万円程度(介護度および入居者・世帯員の所得により異なる。法令改正に伴う変更あり) ④申込書(区内特別養護老人ホーム・ケア24・高齢者在宅支援課(区役所西棟2階)で配布。区ホームページからも取り出せます)を、区内特別養護老人ホームへ持参 ④高齢者在宅支援課施設入所係 ④すでに区内および区外協力特別養護老人ホームに入所の申し込みをしている方で、「(仮称)杉並区かえで園」への入所を希望する方も改めて変更の申し込みが必要。オープニングスタッフ・ボランティア募集中

## 地域清掃活動で まちを美しくしませんか



区内で地域清掃活動を行う団体・個人の活動を支援するため、ごみ袋(20枚程度。原則年1回)の提供、火バサミの貸し出しを行います。

**受付場所** 環境課(区役所西棟7階)、地域課地域活動係(各地域区民センター内)  
**受付時間** 平日午前9時~午後5時(年末年始を除く)  
**申し込み** 「地域清掃活動」計画書(各受付場所で配布。区ホームページからも取り出せます)を受付場所へ持参  
**問い合わせ** 環境課庶務係

## 建築物の「定期報告」制度

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場・ホテル・店舗・病院・共同住宅などを特定建築物といいます。

特定建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。災害の発生を未然に防ぐためにも、定められた規模の特定建築物を調査し、結果を特定行政庁（区長）に報告することが建築基準法により義務付けられています。

対象となる建築物の所有者・管理者は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

定期報告には、次のものがあります。

### ①特定建築物定期調査報告

建築物の敷地・構造・避難関係などの定期報告です。

報告を必要とする特定建築物の用途、規模と報告の時期は区ホームページをご覧ください。

調査には、専門の知識が必要なため「調査資格者（一・二級建築士または、国土交通大臣が定める資格を有する者）」に依頼し、結果は下記の提出先を経由して区長に報告してください。

提出先=東京都防災・建築まちづくりセンター ☎5466-2001

### ②防火設備定期検査報告

特定建築物内の随時閉鎖式の防火設備の定期報告です。報告は毎年必要ですが、30年度までは経過措置が設けられています。詳しくは建築課建築防災係設備担当までお問い合わせください。

提出先=東京都防災・建築まちづくりセンター ☎5466-2001

### ③建築設備定期検査報告

特定建築物内の給排水・換気・非常用照明・排煙の建築設備の定期報告です。報告は毎年必要です。

提出先=日本建築設備・昇降機センター ☎3591-2421

### ④昇降機等定期検査報告

エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機などの定期報告です。報告は毎年必要で、設置されている建物の用途や規模にかかわらず、全てが対象になります。

提出先=東京都昇降機安全協議会 ☎6304-2225

☎建築課建築防災係

## 「高齢者のしおり」に掲載する広告募集

10月に発行予定の「高齢者のしおり」は、区が行っている高齢者福祉サービスを中心に、高齢の方向けの施策をまとめたものです。区内の65歳以上の方がいる全ての世帯に各戸配布します。

### 募集概要

- ◆冊子の規格 A4版冊子・約100ページ
- ◆発行部数など 約9万5000部（3年に1回発行）
- ◆広告規格・掲載料 下表のとおり

種類	規格（縦×横）	位置	刷色	掲載料
1号	270mm×174mm	裏表紙の外側1ページ全面	4色	28万円
2号	131mm×174mm	裏表紙の外側1ページ2分の1面		14万円
3号	270mm×174mm	裏表紙の内側1ページ全面	2色	21万円
4号	131mm×174mm	裏表紙の内側1ページ2分の1面		11万円
5号	270mm×174mm	本文中指定する1ページ全面		14万円
6号	131mm×174mm	本文中指定する1ページ2分の1面		7万円
7号	131mm×84mm	本文中指定する1ページ4分の1面		4万円
8号	62mm×84mm	本文中指定する1ページ8分の1面		2万円

### ◆掲載できないもの

①公共性および品位を損なうおそれのあるもの②「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条等に掲げる業種および事業者に該当するもの③政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および人事募集に関するもの④公序良俗に反するもの⑤その他適当でないと認められるもの

### 掲載の決定

内容を審査し、掲載の可否を後日通知します（申し込み多数の場合は抽選）

### 申込方法

申込書（高齢者施策課〈区役所東棟1階〉）で配布。区ホームページからも取り出せます。に広告原稿を添えて、7月13日（必着）までに高齢者施策課管理係へ郵送・持参

### 問い合わせ

同係

## 住宅宿泊事業が開始されます

### 住宅宿泊事業（民泊）とは

住宅の空き部屋を利用して年間180日を上限に宿泊料をもらって人を宿泊させる事業です。

6月15日から、住宅宿泊事業の届け出を行うことで、事業を開始できます。

区は、条例で事業の実施を制限する区域および期間を定め、ガイドラインに基づき事業を実施する住宅周辺の区民の方々への周知等を指導しています。

良好な住環境を保全するため、区民の方々の理解を得ながら、適正に住宅宿泊事業を実施するよう指導していきます。

区ホームページで、住宅宿泊事業の届け出があった住宅の所在地、届け出番号、届け出年月日について公表しています。

事業の開始後、届け出をせずに住宅宿泊事業を行うことは、旅館業法違反として、処罰の対象となります。お住まいの周辺で、違反と思われるものを発見された場合は、ご連絡ください。

### 条例の規制内容

住居専用地域（第一種および第二種、低層および中高層住居専用地域）において、家主不在型の事業は、休前日の正午～休日後の正午の期間を除く、月曜正午～金曜正午までの事業の実施を制限します。

### ガイドラインの主な内容

- ・周辺住民に対して、事業の計画、苦情・事故・トラブルの発生時の申し出先について、書面で事前周知を行うこと。
  - ・分譲マンションの場合に、管理規約に違反していないことを確認すること。
  - ・ごみの量、保管・排出方法を管轄の清掃事務所に相談すること。
- ※全て事業系ごみのため、有料で処理することになります。

### 住宅宿泊事業の開始後、事業者は次の事項を守る必要があります

- ・定められた標識を見やすい場所に掲示すること。
- ・宿泊者の衛生確保のため、定期的な清掃、換気を実施すること。
- ・宿泊者の安全確保の措置の基準を守ること。
- ・宿泊者名簿を確実に記載し、保存すること。
- ・宿泊者の理解できる言語で、騒音防止、区の喫煙ルール、ごみの分別方法等を説明すること。
- ・周辺住民からの苦情、問い合わせ等に速やかに対応し、記録を保存すること。

☎区並保健所生活衛生課 ☎3391-1991

## 小笠原諸島返還50周年

世界自然遺産として有名な小笠原諸島が今年一つの節目を迎えます。

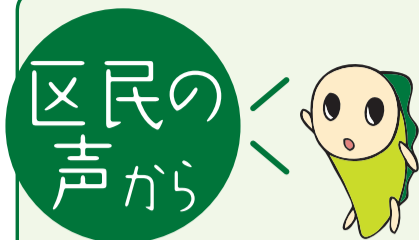
小笠原諸島は戦後米軍統治下にありました。昭和43年6月26日に日本へ返還され、今年で返還50周年を迎えます。

杉並区と小笠原村は、平成24年から毎年、中学生小笠原自然体験交流（次世代育成基金活用事業）として、区内の中学生が世界自然遺産である小笠原の貴重な自然の中で体験学習や現地の子も達との交流を行っており、深いつながりを持っています。

返還50周年にあたり、区内では、小笠原諸島を紹介するイベントを開催する予定です。

詳しい日程は、決まり次第「広報すぎなみ」でお知らせします。

文化・交流課交流推進担当



区民の皆さんからいただいた声と、それに対する区からの回答の一部を掲載します。  
— 問い合わせは、区政相談課へ。

### ◇公衆トイレについて

杉並区の公衆トイレにはトイレトーパーがありません。最初は当たり前と思っていましたが、他の区や市には設置されているところもあります。予算の問題もあるかと思いますが、トイレトーパーを設置してください。

### ◇回答

従来、公衆トイレについては、トイレトーパーを設置していませんでしたが、要望が寄せられていることから、現在は区内16カ所の全ての公衆トイレに設置しています。

また、同じくみどり公園課が所管する区立公園のトイレについても、管理事務所があり職員や清掃員が管理することが可能な公園には、トイレトーパーを設置しています。（担当課：みどり公園課）

区政への主なご意見・ご要望と区からの回答の概要は、区ホームページ「区長への手紙（区政へのご意見・ご要望）」→「区政への主な意見と回答」からご覧いただけます。

## 小学生わんぱく探検団 in 糸魚川 (次世代育成基金活用事業)

ユネスコ世界ジオパーク認定の街で、冒険ツーリズム、宝物ツーリズム、精神的ツーリズムの3つのテーマで「自然に触れること、地方都市の人たちと関わること」を体験し、将来の目標や自分が何をしたいか、自然を大切にすることの意味などを学ぶ2泊3日のサマーキャンプです。

時①8月3日(金)～5日(日)②8月24日(金)～26日(日) 場新潟県糸魚川市 対区内在住・在学の小学4～6年生 定各回20名(抽選) 費1000円 申Eメール・ファクスに必要事項(区ホームページ参照)を書いて、7月15日までにNPO法人ジャパンフォレストフォーラム☒ cbb12055@pd6.so-net.ne.jp☒042-662-2072 同団体代表理事・植☎070-5466-2643 ☎6月16日(土)・30日(土)午後1時～3時に阿佐谷地域区民センター(阿佐谷南1-47-17)で説明会を実施。次世代育成基金を活用した他の事業に参加していない方を優先

## 【ご意見をお寄せください】

### 区民意見を募集します

#### ◇意見提出方法

ハガキ・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、意見提出先。ご意見には、住所・氏名（在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者は事業所の名称と所在地、代表者の氏名）を記入（区ホームページにも書き込めます）。

※いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、「広報すぎなみ」などで公表する予定です。

## 個人情報保護制度の充実強化（「杉並区個人情報保護条例」の改正）

### ◇充実強化の背景、条例改正の目的

区は、これまでIT社会の進展や国等の動向を踏まえ、数次にわたり、個人情報保護条例の改正を行う等、個人情報保護の充実を図ってきました。

一方、この間、持続可能な財政運営を確保しつつ、増大する行政需要に的確に対応するため、業務の効率化と区民サービスの質の向上という観点から、専門定型業務（※1）の委託等民間活力の活用を積極的に推進しており、個人情報を取り扱う委託業務等は拡大してきています。

こうしたことから、区の個人情報保護制度の充実強化を図るため、条例を改正し、個人情報の適正な取り扱いを一層確保いたします。

※1. 行政特有の専門知識が求められるものの、定型的な処理を繰り返す業務。

### ◇改正(案)の内容

#### ① 罰則規定の新設

次に掲げる者（以下「職員等」）が、個人の秘密を漏えいした場合（条例の既存の罰則規定が適用される場合を除く）の罰則として、一般職の地方公務員の規定（※2）と同様の定めを新たに設けます。

- (1) 実施機関（※3）の職員または職員であった者（地方公務員法の罰則が適用される者は除く）
- (2) 受託業務に従事している者または従事していた者
- (3) 指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者または従事していた者

#### ② 派遣労働者の受け入れに伴う措置の強化等

- (1) 個人情報に係る業務を派遣労働者に行わせるときは、実施機関に対し、情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴く等外部委託等をしようとするときと同様の手続きおよび個人情報保護に対する措置を義務付けます。
  - (2) 派遣労働者または派遣労働者であった者に対して、職員等と同様の守秘義務を課します。
  - (3) 派遣労働者または派遣労働者であった者の不正行為に対して、職員等と同様の刑罰（左記①で新設するものを含みます）を科します。
- ※2. 地方公務員法第34条第1項（秘密を守る義務）違反に対する罰則（同法第60条第2号。1年以下の懲役または50万円以下の罰金）。
- ※3. 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会。

#### ◇実施の時期

30年9月条例改正。31年4月施行

#### ◇意見提出・問い合わせ先

情報政策課☎3312-9912☒JOSEI-K@city.suginami.lg.jp

#### ◇閲覧・意見募集期間（必着）

7月14日まで

#### ◇閲覧場所

区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所、図書館

# 6月23日～29日は 男女共同参画週間です

男女共同参画社会基本法の公布・施行日から1週間を「男女共同参画週間」と国が定めています。

男女共同参画について、家庭や事業所で身近なことから考えてみませんか。  
——問い合わせは、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係へ。

## 杉並区男女共同参画行動計画を改定しました

基本理念を「わたしらしくあなたらしくだれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ」と定めました。ワーク・ライフ・バランスの推進に重点を置いた、男女共同参画社会の実現に向けた仕組みづくりを推進していく内容となっています(計画は区ホームページでご覧になれます)。

## 来てみませんか? 男女平等推進センター

### 情報・資料コーナー

3400冊以上の図書・行政資料・団体資料をそろえています。閲覧は自由です。図書の貸し出しには利用者登録が必要です。

### 交流コーナー

団体や個人の情報交換や交流の場として、自由にご利用ください。

### 講座の開催

女性の活躍、男性の家事・育児の促進など、毎年さまざまなテーマの企画を公募し、講座を開催しています。

講座の募集は、「広報すぎなみ」等でお知らせします。

**圖所在地・電話番号** = 荻窪1-56-3ゆう杉並内 ☎3393-4410 ▶ **開館時間** = 午前9時～午後5時 ▶ **休館日** = 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

## 男女共同参画パネル展示

ワーク・ライフ・バランス、男女平等推進センター、DVに関する相談機関などについて紹介します。

**日時** 6月26日(火)～29日(金)午前8時30分～午後5時(26日は正午から)  
**場所** 区役所1階ロビー  
**その他** 男女平等推進センターの図書(リサイクル本)を差し上げます(1人5冊まで)。

## ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは?

個人が生活の状況や希望に応じたそれぞれの意思により、仕事と仕事以外の活動との調和を図ることです。区では、男女共同参画社会を実現するための環境づくりとして、事業所向けワーク・ライフ・バランスセミナー(8月開催予定)や女性再就職支援セミナーを実施しています。

## ひとりで悩んでいませんか?



DV、ストーカー、セクハラ、性暴力等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していくうえで大きな障害となります。区では、さまざまな悩みや問題を専門の相談員と一緒に考え、サポートする相談事業を実施しています。

### 相談機関

#### 一般相談(家族、生き方、人間関係など)

☎5307-0619

平日午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

#### 法律相談(離婚、養育、財産分与など)

女性弁護士による予約制の面接相談です。一般相談の受付時間内に電話☎5307-0619で予約を受け付けます。

**圖** 毎週木曜日午後1時30分～4時30分(祝日・年末年始を除く。夜間も月1回実施) **図** 区内在住・在勤・在学の女性

#### DV相談(配偶者、恋人などからの暴力)

○すぎなみDV専用ダイヤル☎5307-0622

平日午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

○杉並福祉事務所

荻窪☎3398-9104/高円寺☎5306-2611/高井戸☎3332-7221

平日午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)

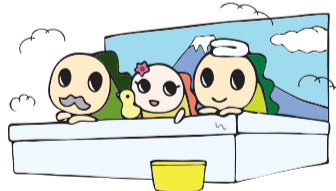
○東京ウィメンズプラザ☎5467-2455

毎日午前9時～午後9時(年末年始を除く)

○夜間・緊急時=警察110番

## ま ち の 湯 健 康 事 業

# 身近なまちのお風呂屋さんで 楽しく健康づくり



区内在住で60歳以上の方を対象に、区が杉並浴場組合に委託して行う健康事業です。参加した方は、当日100円で入浴できます。

**時** 場 圖 下表のとおり **圖** 杉並区シルバー人材センターほか **図** 会場により異なります(先着順。★印は予約制) **圖** 各公衆浴場(午後1時以降) **図** てぬぐい体操は手拭い持参。満員の場合は、安全上お断りする場合があります。長寿応援対象事業

### 7～9月のまちの湯健康事業

浴場名(所在地)	電話番号	内容・日時
弁天湯(高円寺南3-25-1)	☎3312-0449	てぬぐい体操★ 7月4日(水)・18日(水)、8月1日(水)・15日(水)、9月5日(水)・19日(水)午後2時
なみのゆ(高円寺北3-29-2)	☎3337-1861	元気塾椅子に座って健康体操 7月1日(日)・29日(日)、8月19日(日)、9月2日(日)・16日(日)午後1時30分
小杉湯(高円寺北3-32-2)	☎3337-6198	てぬぐい体操★ 7月4日(水)、8月1日(水)、9月12日(水)午後2時30分
玉の湯(阿佐谷北1-13-7)	☎3338-7860	太極拳★ 7月4日(水)・18日(水)、8月1日(水)・15日(水)、9月5日(水)・19日(水)午後1時45分

浴場名(所在地)	電話番号	内容・日時
杉並湯(梅里1-13-7)	☎3312-1221	健康エアロビクス 7月11日(水)、8月8日(水)、9月12日(水)午後2時30分
ゆ家とごころ吉の湯(成田東1-14-7)	☎3315-1766	健康エアロビクス★ 7月7日(土)、8月4日(土)、9月1日(土) てぬぐい体操★ 7月15日(日)、8月19日(日)、9月16日(日)/いずれも午後0時30分
さくら湯(和田3-11-9)	☎3381-8461	健康エアロビクス★ 7月17日(火)・28日(土)、8月21日(火)・25日(土)、9月18日(火)・22日(土)午後2時15分
第二宝湯(本天沼2-7-13)	☎3390-8623	気功太極拳 7月8日(日)・22日(日)、8月12日(日)・26日(日)、9月9日(日)・23日(日)午後2時
井草湯(下井草5-3-15)	☎6913-7226	健康エアロビクス 7月4日(水)、8月1日(水)、9月5日(水)午後1時30分
秀の湯(桃井4-2-9)	☎3399-6112	てぬぐい体操 7月13日(金)、8月10日(金)、9月14日(金)午後2時
文化湯(西荻北4-3-10)	☎3390-1051	じきょう 自彊術 7月8日(日)、8月12日(日)、9月9日(日)午後2時30分
湯の楽代田橋(和泉1-1-4)	☎3321-4938	てぬぐい体操 7月10日(火)・24日(火)、8月28日(火)、9月11日(火)・25日(火)午後1時30分
大黒湯(和泉1-34-2)	☎3328-2137	てぬぐい体操 7月8日(日)・22日(日)、8月12日(日)・26日(日)、9月9日(日)・23日(日)午後1時30分
大和湯(和田1-71-18)	☎3381-3452	健康エアロビクス 7月8日(日)・22日(日)、8月12日(日)・26日(日)、9月9日(日)・23日(日)午後1時45分